

公 売 公 告

訂正前

1 2 代金の延納

- (1) 1件の売払契約代金が150万円以上の物件において、国の所有に属する物品の売払代金の納付に関する法律（昭和24年法律第176号）の定めるところにより認めます。（年利0.78%）

延納利息代金の計算方法は以下のとおりです。

$$\text{延納利息代金} = (\text{契約代金} \times \text{延納期間} \times \text{延納利率}) \div 365 \text{日}$$

ただし、分収林契約者の持分に係る代金については、延納は認めません。

訂正後

1 2 代金の延納

- (1) 1件の売払契約代金が150万円以上の物件において、国の所有に属する物品の売払代金の納付に関する法律（昭和24年法律第176号）の定めるところにより認めます。（年利0.74%）

延納利息代金の計算方法は以下のとおりです。

$$\text{延納利息代金} = (\text{契約代金} \times \text{延納期間} \times \text{延納利率}) \div 365 \text{日}$$

ただし、分収林契約者の持分に係る代金については、延納は認めません。